

○新潟県中東福祉事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

昭和 40 年 3 月 27 日組合条例第 6 号

改正

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、職員  
の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の服務の宣誓に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 30 号）第 2 条及び第  
3 条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号）

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。